

令和4年第4回美唄市教育委員会会議録

- 1 と き 令和4年3月25日(金)
午後4時00分～午後4時45分
- 2 ところ 教育委員会室
- 3 出席委員
天野教育長 高橋教育委員 土肥教育委員 要覚教育委員 梅田教育委員
- 4 説明員
阿部教育部長 村上学務課長 杉本生涯学習課長 北清生涯学習課参事
高橋学務課長補佐 桜井学務課主幹 原田学校給食センター所長
石本学校教育係長
- 5 開会
要覚委員を署名委員に指名
会期を1日と決定
- 6 議件名

議案第7号	美唄市高等学校等奨学金給付規則制定の件
議案第8号	美唄市就学援助規則制定の件
議案第9号	美唄市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正の件
議案第10号	美唄市教育委員会事務局職員人事の件
その他1	令和4年第1回市議会定例会一般質問について

概要記録

16:00

●天野教育長 ただいまから、令和4年第4回美唄市教育委員会議を開会いたします。順序第1 会議録署名委員に要覚委員を指名します。次に順序第2 会期の決定につきましては本日1日といたします。次に順序第3 教育長報告、行事報告・行事予定について、事務局から説明をお願いします。

●阿部教育部長 それでは、2月18日第2回教育委員会議以降の教育長報告についてご報告を申し上げます。

※教育長報告（添付資料 別紙1）

※行事報告・行事予定説明（添付資料 別紙2）

●天野教育長 教育長報告、行事報告・行事予定について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 なければ次に移ります。順序第4 本日の議題についてですが、本日は、順序を入れ替え、最初に、追加となりました議案第10号美唄市教育委員会事務局職員人事の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

（教育部長 説明）

※非公開案件のため省略

●天野教育長 異議ないものと認め、議案第10号美唄市教育委員会事務局職員人事の件について、原案どおり可決といたします。では、暫時休憩いたします。

（説明員入室）16:11

●天野教育長 それでは再開いたします。本日の議事日程の順序第3、順序第4について順序を入れ替え、追加しました議案第10号美唄市教育委員会事務局職員人事の件を先に協議したことを報告いたします。それでは会議を進めます。議案第7号美唄市高等学校等奨学金給付規則制定の件について、事務局から説明をお願いします。

●村上学務課長 議案第7号美唄市高等学校等奨学金給付規則制定の件について、ご説明をいたします。資料をお開き下さい。本規則は、経済的な理由により修学が困難な高校等に在籍する生徒に対し、修学に必要な経費の一部として、返還不要の奨学金を給付することにより、修学に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、教育の機会均等に寄与することを目的として、奨学金制度を創設し、その給付に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものでございます。

本規則については、第1条から第14条で構成をしております、制定内容の主なものを申しあげますと、第3条に奨学金の給付を受けることができる者の要件を規定しており、第1号から第6号のいずれにも該当することが要件となりますが、第1号にのみ記載がありますように奨学生及び保護者等が市内に住所を有していること。そして、奨学生が尚栄高校に在籍をしていること。もしくは、美唄聖華高校に在籍をしていること。この3つのいずれかに該当していることが条件となります。第4条については、奨学金の額を規定しております、その額が月額7,000円となります。第7条には、奨学金の給付期間ということで、給付期間は奨学生に決定された当該年度の期間として、4月から翌年3月までの1年度ということになります。年額については、年額8万4,000円が給付されるということになります。第8条は給付の時期の規定で、給付は年2回とし、10月と翌年4月に給付することとします。第9条につきましては、給付にあたっての在学の確認について規定をしているところで、以下、必要な条文及び申請に必要な様式などを規定しております。また、第14条に、この規則の施行について必要な事項は教育長が別に定めるということで、募集要項等でさらに細部を規定することとさせていただきます。施行期日については、令和4年4月1日と定めるものです。なお、この奨学金に係る予算につきましては、第1回市議会定例会で議決をいただいているところです。説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●天野教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

●要覚委員 第7条の給付期間について、これは病休の時や留年の場合はどうされるのでしょうか。

●高橋課長補佐 要覚委員のご質問の休学した場合ということですが、例えば、休学した場合は届出をしていただくことになっています。第11条の方に記載しております、休学期間は在籍していない形になりますので、支給は休止ということになり、復学をしたら届出をしていただいて、ということになります。また、留年についての話をいただいたところですが、今現在きちんと決められていないところなのですが、募集時期までにはきちんと整理をして給付事業を実施していきたいと考えています。

●要覚委員 わかりました。

●天野教育長 他にございませんか。

●高橋委員 1年ごとに更新するということですね

●高橋課長補佐 1年ごとの申請になります。例えば令和4年度該当になりましても、令和5年度は再度申請していただいて、もう一度審査を行い、給付の決定をすることで考えています。

●高橋委員 わかりました。

●天野教育長 他にございませんか。

●要覚委員 第10条の(3)教育長が奨学金の給付が必要ないと認めたときというのは、例えばどんなときでしょうか。

●高橋課長補佐 主な理由は第10条の(1)(2)に該当するときになると思うのですが、そのほかに予測していないことのために規定しております。

●要覚委員 わかりました。

●天野教育長 他にございませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。議案第7号美唄市高等学校等奨学金給付規則制定の件についてご異議ございませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 ご異議ないものと認め、議案第7号美唄市高等学校等奨学金給付規則制定の件について原案どおり可決といたします。

●天野教育長 次に、議案第8号美唄市就学援助規則制定の件について事務局から説明をお願いします。

●村上学務課長 それでは、議案第8号美唄市就学援助規則制定の件について、ご説明をいたします。これまで、本市の就学援助につきましては、美唄市要保護及び準用保護児童生徒に係る就学援助実施要綱により運用してきたところですが、教育委員会議における協議内容を反映し、公布という形で広く市民にも周知できる規則により制度を運用したいと考え、制定するものでございます。本規則については、第1条から第15条で構成をしております、これまでの要綱と大きくは変わらないところでございます。要綱が規則になったところでございますけれども、制定の内容について主なものを申しあげますと、第3条に就学援助の対象者を規定しております、第4条には認定の基準を規定してございます。第4条(2)カの規定で、前回の教育委員会議で令和4年度の予算案についてご説明をした際に、就学援助費の拡充についてご説明をいたしました。この部分が予算での拡充部分となります。内容につきましては、これまで認定基準となる生活保護の収入基準額に1.2を乗じて得た額以下の方が準用保護として認定できることとしていましたが、令和4年度からこの倍率が1.5となります。この認定の基準となる収入基準額が増となりますので、認定基準が広がるということで、この部分が拡充ということになってございます。次に第5条に就学援助補助対象費目及び額を規定してございます。支給費目は記載の13項目、額につきましては別表の方に整理をしてございます。以下、必要な条文及び申請に必要な様式などを規定してございます。執行期日については令和4年4月1日と定めるものです。また、新年度分の認定につきましては、現行の要綱の規定で事務が進んでおります。これは、別表の附則の経過措置として、現行の要綱の規定によりなされている処分、手続その他の行為は従前の例によるということで、規則ではなく要綱で進んでいる部分については、これまでどおりとする規定をしているところでございます。なお、就学援助に係る予算についても、市議会定例会で議決をいただいているところでございます。説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●天野教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●高橋委員 第5条の学校給食費は無償化になったのではないのでしょうか。

●村上課学務課長 無償化になったところでございますが、就学援助の制度から、この項目を外すということではございません。就学援助を受ける方については、この制度の中で給食費を支払うこととなりますので、就学援助を受けない方については単純に無料という形になりますが、就学援助を受ける方についてはこの制度の中から給食費を支払うという形になってございます。ただ、保護者の方に負担がかかるというものではございません。

●高橋委員 わかりました。

●天野教育長 他に何かございませんか。

●要覚委員 第10条の3に規定されている教育委員会は年度途中に準用保護者の世帯構成や収入等について著しい変化があったと認めるときとは、どういった確認を行うのでしょうか。

●村上学務課長 これについては、教育委員会が他の原本を確認するのですとか、個人ごとの情報について、毎回確認をするということではございません。あくまでもその世帯からの申し出によってという部分であって、そこで変化があれば再度提出を求めるという記載となっております。

●要覚委員 それは自己申告ということですか。

●村上学務課長 はい。そういった形になります。

●要覚委員 わかりました。

●天野教育長 他に何かございませんか。では、質問がないようですのでお諮りいたします。議案第8号美唄市就学援助規則制定の件について、ご異議ございませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 では、議案第8号美唄市就学援助規則制定の件については、原案どおり可決といたします。

●天野教育長 議案第9号美唄市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正の件について、事務局から説明をお願いします。

●村上学務課長 私の方から議案第9号美唄市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正の件について、ご説明いたします。本件につきましては、前回の教育委員会議の中で、学校給食費を無償化とするため、美唄市学校給食費の管理に関する条例の一部改正の件についてご審議していただき、第1回市議会定例会に上程し議決をいただいたところでございます。このため、条例に基づく本規則について必要な改正を行うものでございます。参考資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。新と旧の下線を引いた部分になりますが、改正する箇所については、第7条の下線部分、「条例第5条」を「条例第6条」に改めるものです。これは、条例に給食費の無償化の条文を新設したことから、条例の引用条項が第5条から第6条に変更となったということで改正をするものです。また、新たに第8条として、学校給食費の額に係る通知及び調整の省略の規定を設けるものでございます。内容としては、規則第5条には学校給食費の通知、第6条には学校給食費の納付等という条文を規定しておりますが、学校給食費の無償化の対象となる保護者に対しては、この2つの条文に対する学校給食費の額の通知及びの給食費の納付調整等は行わない旨を規定するものでございます。施行期日については令和4年4月1日と定めるものでございます。なお、学校給食費の無償化に係る予算につきましても、先ほどご説明した2つの規則同様、市議会定例会で議決をいただいているところでございます。説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●天野教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですのでお諮りいたします。議案第9号美唄市学校給食費の

管理に関する条例施行規則の一部改正の件について、ご異議ありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 ご異議無いものと認め、議案第9号美唄市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正の件について、原案どおり可決いたします。

●天野教育長 次に、その他1令和4年度第1回市議会定例会一般質問について事務局から説明をお願いいたします。

●阿部教育部長 それでは、その他1令和4年度第1回市議会定例会一般質問について、ご説明申し上げます。

※一般質問（添付資料3）

●天野教育長 ただいま事務局から説明がありましたが何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですので、その他1令和4年度第1回市議会定例会一般質問について、終了いたします。

●天野教育長 では、これをもちまして第4回美唄市教育委員会議を閉会いたします。

16:45 終了

以上会議顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 要覚 忍

教 育 長 報 告

自 令和 4 年 2 月 18 日

至 令和 4 年 3 月 24 日

区 分	会 議 等	
2月18日	第 2 回教育委員会議	教育委員室
21日	令和 3 年度学力・体力向上推進会議	
22日	学校職員人事評価面談	教育長室
3月 1日	第 1 回市議会定例会（～22 日）	議場ほか
	令和 3 年度空知管内市町教育委員会訪問	
	記念品贈呈（移動図書館車イラスト入選者）	市立図書館
2日	チームラボお絵かき水族館展示会開会式	郷土史料館
3日	第 3 回教育委員会議（臨時）	
11日	「新入学児童用交通安全マスコット」の寄贈 （美唄市シルバークラブ連合会女性部）	教育長室
16日	「新入学児童用夜光反射キーホルダー」の寄贈 （札幌地区トラック協会岩見沢支部）	教育長室
17日	表敬訪問（POINT&K.0 第 35 回空手道選手権大会 尚栄高校 2 年 美唄中 2 年）	教育長室
23日	令和 3 年度北海道教育実践表彰伝達式	東小学校
24日	「新入学児童用防犯ブザー」寄贈式（㈱岸本組）	教育長室

上記のとおり報告する。

令和 4 年 3 月 25 日

美唄市教育委員会

教育長 天 野 政 俊

2 月 行 事 報 告

教 育 委 員 会

日	曜	行 事	時間	場 所	対 象
18	金				
19	土	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館児童室	市民
20	日	体験講座「お花のウエルカムボードを作ろう！」	10:00	郷土史料館	市民
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				
25	金	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館児童室	市民
26	土	体験講座「英語活動⑤英語でバレンタイン」	13:30	郷土史料館 研究室	市民
27	日				
28	月				

3 月 行 事 報 告

教 育 委 員 会

日	曜	行 事	時間	場 所	対 象
1	火				
2	水				
3	木	臨時校長会	16:00	教育委員室	関係者
4	金				
5	土				
6	日	市内小中学校絵画・書道展③（2/26～）	9:00	安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄	市民
7	月				
8	火				
9	水	第12回定例校長会	9:00	教育委員室	関係者
10	木				
11	金				
12	土	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館児童室	市民
		中学校卒業式		各中学校	
13	日				
14	月				
15	火				

3 月行事報告

教育委員会

日	曜	行 事	時間	場 所	対 象
16	水	第12回定例教頭会	9:00	教育委員室	関係者
17	木				
18	金	小学校卒業式		各小学校	
19	土	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館児童室	市民
20	日				
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				

4 月 行 事 予 定

教 育 委 員 会

日	曜	行 事	時 間	場 所	所 管
1	金	第1回臨時校長会議	14:30	市民会館会議室	指導室
		美唄市立小中学校教職員辞令伝達式	15:00	市民会館大会議室	学務課
2	土				
3	日				
4	月				
5	火				
6	水	小・中学校入学式		各学校	
7	木				
8	金				
9	土	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館児童室	生涯学習課
10	日				
11	月				
12	火				
13	水	第1回定例校長会	9:30	教育委員室	指導室
14	木				
15	金				

【生涯学習課】

街頭指導（市内巡回） 13日(木)

日	曜	行 事	時間	場 所	所 管
16	土	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館児童室	生涯学習課
17	日				
18	月				
19	火	第1回青少年指導員・専任指導員会議	15:30	市長会議室	生涯学習課
20	水	第1回教頭会議	9:30	教育委員室	指導室
21	木				
22	金	おはなしの会ブックスタート（3歳児）	10:30	図書館児童室	生涯学習課
23	土	体験講座「お花のウエルカムボードを作ろう！」	10:00	郷土史料館研究室	生涯学習課
24	日				
25	月				
26	火				
27	水	こども読書週間特別展（～5/11まで）	10:00	図書館ロビー	生涯学習課
28	木				
29	金	サン・スポーツランド美唄 無料開放	9:00	サン・スポーツランド美唄	生涯学習課
30	土				

令和 4 年第 1 回市議会定例会

1 日程

会 期	月 日	曜日	会議別	事 項
第 1 日	3 月 1 日	火	本会議	会期決定、諸般報告、議長報告、市政報告、市政並びに教育行政執行方針演説、例月出納検査結果報告、定期監査・行政監査報告、条例・単行・補正予算・予算案件上程・決議
第 2～6 日	3 月 2～6 日	水～日	休 会	議案審査
第 7 日	3 月 7 日	月	本会議	一般質問
第 8 日	3 月 8 日	火	本会議	一般質問
第 9 日	3 月 9 日	水	休 会	常任委員会
第 10 日	3 月 10 日	木	休 会	予算審査特別委員会
第 11 日	3 月 11 日	金	休 会	予算審査特別委員会
第 12・13 日	3 月 12・13 日	土・日	休 会	
第 14 日	3 月 14 日	月	休 会	予算審査特別委員会
第 15 日	3 月 15 日	火	休 会	予算審査特別委員会
第 16 日	3 月 16 日	水	休 会	予算審査特別委員会
第 17 日	3 月 17 日	木	休 会	地域医療体制等調査特別委員会
第 18 日	3 月 18 日	金	休 会	委員長報告作成日
第 19～21 日	3 月 19～21 日	土～月	休 会	
第 22 日	3 月 22 日	火	本会議	委員長報告、単行案件上程、人事案件上程、意見書案上程

2 教育委員会関連案件

- 【常任委員会】 ・ 美咲市学校給食費の管理に関する条例の一部改正の件
 【予算審査特別委員会】 ・ 令和 4 年度美咲市一般会計当初予算

3 一般質問

順序	会派	質問者	質問要旨	質問日
1	令和議員会	森 明人議員	1 感染症対策について 2 教育行政について＜教育長答弁＞ <u>(1) 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美咲について</u> <u>(2) 給食無償化について</u>	3 月 7 日
2	市民交流クラブ	齋藤久美夫議員	1 地域おこし協力隊について	
3	みずほ議員会	松山 教宗議員	1 経済観光振興について 2 環境行政についてについて 3 教育行政について＜教育長答弁＞ <u>(1) 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美咲の施設整備について</u>	
4	無 会 派	本郷 幸治議員	1 デジタル行政について (1) 医療への適時適切なアクセスについて (2) 新しい分散型社会の構築について <u>(3) すべての子どもたちの学びの継続について＜教育長答弁＞</u> 2 教育行政について＜教育長答弁＞ <u>(1) 小中学校施設のバリアフリー化について</u>	
5	令和議員会	川上 美樹議員	1 医療行政について 2 教育行政について＜教育長答弁＞ <u>(1) 児童生徒の、生理の「貧困対策」について</u>	3 月 8 日
6	市民交流クラブ	山上他美夫議員	1 人口減少による労働者の確保について	
7	無 会 派	紫藤 政則議員	1 第三セクターについて 2 教育の働き方改革について＜教育長答弁＞ <u>(1) 改正給特法による市教委の役割について</u> <u>(2) 懸念事項についての認識について</u> <u>(3) 各学校における導入状況について</u> <u>(4) 働き方改革アクションプランの進捗状況について</u> <u>(5) #教師のバトンプロジェクトについて</u> 3 いじめ、不登校について＜市長・教育長答弁＞ <u>(1) 現状と今後の課題について</u> (2) 子どもの「居場所」づくりについて (3) 「子どもの権利条例」の制定について	
8	令和議員会	山崎 一広議員	1 市政執行方針について 2 決算見込みについて 3 職員管理について 4 刑事告訴について	

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

森 明人議員
教育委員会学務課

件 名	2	教育行政について
中項目	(1)	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄について

質問内容

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄は、彫刻や周りの景観などが、小さな子供から高齢者まで、心の癒しの場として、市内外から高い評価をいただいている所だと思っておりますが、開館 30 年を迎えることや、旧栄小学校として日本遺産に認定されている面を含め、今後どのように活用していくのか、教育長に伺います。また、活用していくためには、老朽化した施設などの整備が必要になると考えるが、その財源は、どのような内容を考えているのか、併せて伺います。

答弁内容

（ 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄について）であります
すが、

本美術館は、令和元年 5 月には、旧栄小学校として日本遺産の構成文化財に認定され、令和 4 年度には、開館から 30 年を迎えます。芸術作品を売りとする美術館は、当然のことながら、国内は勿論、世界各地にも存在します。

しかし、置かれた芸術作品の力だけでなく、繁栄と衰退の歴史を染み込ませてきた土地の記憶や人々の喜びや哀しみの集積が”場のエ

エネルギー”となって訪れた人の心を打つ芸術空間は、この「アルテピアッツァ美唄」において他になく、世界に類例がないものであります。

パンデミックに見舞われたこの揺れる時代、暮らしの原点やその在りようを見つめ直すことが世界中で求められています。

「アルテピアッツァ美唄」が歳月をかけて育んできたこの芸術空間は、類い稀な、オンリーワンの価値を有する「場」であり、本市にとって地域としてのアイデンティティを内外に広く発信する上で、唯一無二の空間であります。

私たちにとって、地域の潜在する価値をしっかりと見つめ直し、心和む地域社会を創造していくために、次代の子どもたちの未来に連なる確かな道として、遺していかなければなりません。

今後は、指定管理者や市長部局、市内の各種団体、日本遺産に関わる団体などと連携しながら、美術館の価値を伝え続け、全国的にも稀有な美術館として活用してまいりたいと考えております。

また、保全ための財源については、過疎債など、有効な財源確保に向け、引き続き、検討をしてまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

森 明人議員

教育委員会学務課

再質問

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄について

質問内容

新年度においては、過疎債などの財源を充てて取り組んでいくとの回答でしたが、本美術館で収益を確保することは、難しいものと感じております。

そこで、特に市外からの評価が高い美術館ですので、起債や一般財源だけではなく、クラウドファンディングなどの手法で、財源確保することを検討すべきではないかと思いますが、教育長の考えを伺います。

答并内容

（安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄について）であります
が、施設保全のための財源確保は重要なことであり、クラウドファン
ディングも有効な手段であると考えております。

また、企業版ふるさと納税や様々な国や道等の補助制度を検討し、有効な財源確保を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、彫刻と自然が創り出すアルテピアッツァ美唄ならではの空間は、人の心を和ませ、柔らかな感銘を与える施設として人の心を打ち、多くの皆さんの共感を得ているものと考えており、今後におきましても、この空間を維持できるよう努めてまいります。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

森 明人議員
教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (2) 給食費無償化について

質問内容

今年度から学校給食費の 1 割助成を行っているが、令和 4 年度からは全額無償化ということで予算計上されている。

無償化には多額の予算が必要であり、ふるさと納税については、今と同様の額が入って来るとは限らないと思う。

市民にとっては大変良いことであると思うが、1 割助成から 1 年後に全額無償というのは、少し不安がある。

継続事業と考えてよいか伺う。

答弁内容

(学校給食費の無償化について) であります、

学校給食については、人間の生命の源である食と農をつなぐことによって、人々が協働して自然に働きかけ、食べものをつくり、暮らしを立てるという人間生活の根源を学び、子どもたちが、命の大切さや給食を通じて、地域の食文化、自然の恵みや豊かな環境に感謝する心を育む重要な役割を担っています。

本市の特色ある「食農教育」の生きた教材として位置づけている学校給食を通じて、子どもたちに「自分の住む地域を理解すること」や「食文化の継承」、「勤労の大切さ」を学び、「生きる力」を育ん

でほしいという教育的視点から学校給食費を無償化することとしたところです。

学校給食費の無償化につきましては、「美唄市子どもの生活実態調査」において、保護者の方が「子育てしやすいまちであるために、必要と思われる施策」として上位に上げた項目であり、子育て環境の向上・改善に向けた重要な施策であると考えているところであります。

教育委員会といたしましては、地域の未来を担う子どもたちのために、学校給食の質の充実と安全安心な給食の提供に努めるとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の無償化を継続してまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

松山 教宗議員
教育委員会学務課

件 名 3 教育行政について

中項目 (1) 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の施設整備について

質問内容

今年の 1 月 1 日発行の北海道新聞に、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の記事が掲載されており、令和 4 年度に開館から 30 年を迎えるとあった。

私は、令和 3 年第 4 回市議会定例会で、美術館の施設整備について質問をし、美術館の方針と言える「アルテビジョン」は、令和 4 年に変更する旨、答弁がありました。

令和 4 年度の当初予算の資料である「令和 4 年度美唄市予算 (案) のポイント」に、同美術館の整備事業として、約 83 百万円の予算が載せられています。

そこで、

・アルテビジョンの変更について、現在どのような状況になっているか、今後のスケジュールはどうなっているのか。

・令和 4 年度当初予算案に掲載されている事業とアルテビジョンの関連はどのようなものか

・当初予算に計上するということは、一定の整備の方向性があるのか

以上の点について、教育長に伺います。

答弁内容

（安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の整備について）であります。 「安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄ビジョン」につきましては、芸術・文化・癒しの空間、観光資源として、世界でも稀な美術館を適切に維持・管理・保全し、より有効的に活用するための方針として策定したものであり、現在、内容の見直しを進めているところです。

また、今後のスケジュールについては、整備内容や年次などの見直しの検討を行い、素案を議員協議会で説明させていただき、その後、パブリック・コメント手続きを経て、令和４年度中の完成を予定しております。

次に、予算案とビジョンの関連については、ビジョンには、「美術館施設の屋根については、緊急性があるため早急改修が必要」と記載しております。

また、令和２年度の大雪では、屋根がサビなどで腐食が進み、雪が落ちにくくなり、屋根の一部が破損するなど、被害が発生している状況であります。

このため、令和２年度に現況調査、令和３年度に実施設計を行い、それらを踏まえて、緊急性の高い屋根の改修を令和４年度の当初予算に計上したところであります。

次に、整備の方向性については、第７期美唄市総合計画や美唄市過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、令和４年度には、実施設計を終えた屋根の改修を行ってまいります。

また、令和５年度以降には、校舎や体育館の外壁や防火設備等の改修に取り組み、財政状況を踏まえながら、複数年での改修を考えているところであります。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

再質問

松山 教宗議員
教育委員会学務課

件 名 3 教育行政について

中項目 (1) 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の施設整備について

質問内容

ただいまの答弁で、ビジョンの変更に取り組んでいることや、本議会に提案されている美術館の整備が、老朽化対策で早急に取り組むものであること、複数年で整備しようとする方向性がわかりました。

美唄市では、来年度から、市立病院や学校など、大規模な事業が予定されています。

本美術館の整備は、古い校舎などを扱うことになり、費用がかかるものと聞いております。

そこで、本美術館の整備には、どのような財源を見込んでいるのか、再度教育長に伺います。

答弁内容

（安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の整備について）であります。令和 4 年度に計上した事業については、一般財源に負担の少ない過疎債などの起債を充てることとしておりますが、有効な財源確保に向け、引き続き、市長部局と連携し、協議・検討をしてまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

松山 教宗議員

再々質問

教育委員会学務課

件 名 3 教育行政について

中項目 (1) 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の施設整備について

質問内容

本美術館の整備には、過疎債を充てる考えで、その他に様々な財源についても検討重ねるとお聞きしました。

過去の議論の中で、美術館の有料化について検討してはという意見があったかと思えます。

少額でも美術館が財源を確保することは、美術館を永く守っていくためにも必要なのではと考えております。

改めて、美術館を守り、地域の資産としてその意味と価値を発信し、有効活用していくため、独自財源の確保について、検討を進めてはどうかと考えますので、教育長の考えを伺います。

答弁内容

（安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の整備について）であります。

同館は、世界でも稀に見る入館料をいただいていない美術館であります。

収益性の観点から、本美術館の名称でもある「ピアッツァ＝広場」という美術館の価値の根幹をなす考え方を守り、本美術館単体で収

益性を求めるよりも、交流人口・関係人口から発生する経済効果によって市の活性化を目指すという考えに立ち、指定管理者と協力しながら、財源確保に努め、地域の人々の思いが刻まれた安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄を今後も適正な管理・保全に努めてまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

本郷 幸治議員
教育委員会学務課

件 名 1 デジタル行政について

中項目 (3) すべての子どもたちの学びの継続について

質問内容

感染症の拡大防止や「不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もが何処でも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるように取り組むべきと考えるが如何か。

答弁内容

(子どもたちの学びの継続について) であります、

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、学校においては様々な感染症対策が行われており、これまで学校と教育委員会が一丸となって子どもたちの学びを止めることのないよう努めてまいりました。

この様な中、各学校においては、児童生徒の発達段階に合わせて、いつでもリモート学習ができるようクラウドを使用した学習や Zoom、classroom での meet 機能を使用した接続の練習を行ってい

るところです。

また、試行的に新型コロナウイルス感染症で出席停止している生徒に対して、端末を使用しながら授業の様子を映し、家庭から授業に参加する取組を行っているところです。

次に、児童生徒の学びの保障につきましては、非常時や臨時休業等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、家庭環境やセキュリティに留意しながら、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施してまいります。

また、オンライン学習に係る通信費につきましては、経済的に支援を要する家庭を対象とした助成などについて、検討してまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

本郷 幸治議員
教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 小中学校施設のバリアフリー化の加速について

質問内容

- ①本市の小中学校におけるバリアフリー化の状況について伺う。
- ②本市の小中学校におけるバリアフリー化の今後の取り組みについて伺う。

答弁内容

(小中学校施設のバリアフリー化について) であります、

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるバリアフリー法が、令和 3 年 4 月 1 日に施行され、2,000 ㎡以上の新築・増築・改築を行う場合、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特別特定建築物として、自治体が設置する公立小中学校が新たに位置づけられたところであり、既存の学校についても適合の努力義務が課せられたところです。

本市における小中学校のバリアフリー化の状況についてであります、車椅子使用者用トイレの設置については小学校で 1 校、中学校で 1 校、屋外スロープについては、全ての小中学校に設置しており、うち、小学校 1 校、中学校 1 校については、屋内スロープも設置しているところです。

なお、エレベーターについては、全ての学校で未設置となっている

ところであります。

学校施設につきましては、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習生活の場であるほか、地域住民にとって最も身近な公共施設として、災害時には地域の高齢者や障がい者等も含め、不特定多数の方々が利用する避難所等地域コミュニティの拠点としての役割を果たしているところであります。

このことから、学校施設のバリアフリー化につきましては、配慮を要する児童生徒の在籍状況や地域の高齢者、障がい者の方などの利用も勘案し、優先的に対応すべき施設、設備を把握した上で、総合計画との整合性や財政状況を踏まえ、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

川上 美樹議員
教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 児童生徒における「生理の貧困」対策について

質問内容

コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活が困窮する家庭が増える中、節約の為、児童生徒が、生理用品を購入することができず、交換の回数を控えたり、トイレットペーパーで代用する実態があると、全国的に報道されており、生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する 10 代は月経を含めた保健医療サービスの提供など包括的な健康支援は必要と考える。本市においても、経済的理由から生理用品が十分使えず、健康的な生活が脅かされる状態があってはならないと考える。

①生理用品の設置について

児童生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために、学校施設の女子トイレ個室に返却不要の生理用品を設置すべきと思うが考えを伺う。

②養護教諭等による相談体制について

養護教諭等に、心や身体の悩みを気兼ねなく相談できる環境を整備すべきと思うが考えを伺う。

答弁内容

(児童生徒における「生理の貧困」対策について) であります、

「生理の貧困」につきましては、国の調査や報道などで承知しているところではありますが、現在のところ、学校からは、経済的な理由で「生理用品」が購入できない児童生徒がいるというお話は伺っていないところです。

「生理用品」につきましては、各小中学校の保健室に配置しており、急に「生理用品」が必要になった場合には、児童生徒からの申し出により対応しているところであります。

学校への「生理用品」の配置につきましては、衛生面や補充管理などの課題もありますが、今後、各学校における相談の状況などを把握し、配置の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、学校内における相談体制についてであります、体の発育・発達については、小学校4年生の体育科の保健領域で、男性・女性の身体の変化や生理の仕組みを学んでいるほか、養護教諭からも宿泊研修前に生理についての指導を行っており、中学校においても、宿泊研修や修学旅行の前にアドバイスを行っているところです。

また、学校生活においては、児童生徒が体調不良や身体のことなどで不安や悩みがあるときには、養護教諭や担任などに、いつでも相談できる環境や支援の体制が整っているところでもあります。

今後におきましても、児童生徒から相談を受けたときは、その気持ちに寄り添いながら、よく話を聞き、暖かい指導・助言を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 2 教員の働き方改革について

中項目 (1) 改正給特法による市教委の役割について

質問内容

2021 年 4 月から「1 年単位の変形労働時間制」の導入を柱とする改正給特法の完全施行に伴い、市教委、学校はどんな役割を担うのか、その内容、流れについて伺う。

答弁内容

(教員の働き方改革について) であります、

令和 3 年 4 月から「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、「休日のまとめ取り」のための 1 年単位の変形労働時間制の適用が可能となったほか、文部科学省において「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められ、その中で教員の時間外在校等時間の上限を月 45 時間、年 360 時間と位置づけられたところです。

このため、本市においても「美唄市学校管理規則」や「教職員の働き方改革アクション・プラン」において、時間外在校等時間の上限を規定するなど、教員の勤務時間の適正化に取り組んでいるとこ

るであります。

次に、サービスを監督する教育委員会の役割といたしましては、市内小中学校における働き方改革を進めるための計画等や教職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるほか、働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組の主体的な実施に努め、毎年度、全ての小中学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施することとなっております。

また、学校の役割といたしましては、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置づけ、全教職員の共通理解のもと、「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革の促進に努めるほか、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進することとなっているところです。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 2 教員の働き方改革について

中項目 (2) 懸念事項についての認識について

質問内容

繁忙期に 3 時間増やし、その分を夏休みにまとめて休めば、教員の 過重労働が解消できるというのは、かえって長時間労働の固定化を招くなどとの懸念を、以下のように専門家らが指摘していたが、それらの懸念についての認識を伺う。

- ①長時間労働を抑制する効果は薄い
- ②時間外労働が見えにくくなる
- ③導入の必要性はない
- ④夏休み期間中の出勤日も残業がある
- ⑤育児、介護に携わる教員への配慮がされにくくなる

答弁内容

（1 年単位の変形労働時間制につきましては、）であります、
多くの方が意見を述べていることを報道等で承知しているところであり、私といたしましては、この制度を活用することだけで教員の業務量が縮減されるものではなく、他の取組と併せて講じることにより、学期中及び長期休業期間などにおける業務量を確実に削減できるもので、学校の働き方改革を推進するための一つの選択肢であると認識しているところであります。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 2 教員の働き方改革について

中項目 (3) 各学校における導入状況について

質問内容

1 年単位の変形労働時間制については実施されなかったと承知しているが、未実施となった理由、要因、議論経過について伺う。

答弁内容

(1 年単位の変形労働時間制の導入について) であります、

令和 2 年 9 月に、道教委から各自治体に対し、制度の導入について意向調査が実施され、本市では、「令和 3 年度から、職員が活用できるよう導入を検討したい。」と回答したところです。

市教委では、令和 3 年 1 月に、各学校の管理職から、職員の時間外勤務の状況や学校での働き方改革の取組状況を確認した際、「1 年単位の変形労働時間制の導入」についても意見を伺い、学校からは「制度を理解してから導入した方がよい。」「個人の勤務時間を管理することは事務量の増加につながり、働き方改革と逆行するのではないか。」「他の自治体の状況を確認しながら進めた方がよい。」など、多くのご意見をいただいたところです。

市教委といたしましては、学校からの意見も踏まえ、制度の導入に当たっては慎重に検討する必要があると判断し、令和 3 年 4 月からの制度の導入は見送ったところであります。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 2 教員の働き方改革について

中項目 (4) 働き方改革アクションプランの進捗について

質問内容

各アクションごとに主な進捗状況と労働時間（持ち帰り時間を含む）の正確な把握についての取り組み状況、市内各学校の勤務実態について伺う。

答弁内容

（教職員の働き方改革アクション・プランについて）であります、
本市では、教員が健康でやりがいをもって働くことのできる教育環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であることから、平成 30 年 6 月に、教員の時間外勤務を縮減するため、部活動の休養日・活動時間の遵守や学校閉庁日の設定、ICT 機器の整備、教員の時間外勤務の縮減の意識付けなどを目標に掲げた「教職員の働き方改革アクション・プラン」を策定し、令和 2 年 8 月には、時間外在校等時間の上限の設定や部活動の休養日・活動時間の内容の見直しを行いながら、この「アクション・プラン」をもとに、各学校と連携し、教員の働き方改革に取り組んでまいりました。

市教委では、市内全校に校務支援システムを導入し、教員の在校

時間を把握するとともに、教員の授業準備や児童生徒の管理、職場の会議に係る時間の縮減、ICT 機器の環境整備、教員の業務をサポートするスタッフの配置を行い、教員の時間外勤務の縮減に向けて取組を進めてきたところであります。

今年度、「アクション・プラン」に掲げた目標や、教員の時間外勤務の検証を行い、目標としていました部活動の休養日と活動時間の遵守や、職員の勤務時間の意識付けのための取組、学校閉庁日の実施については、おおむね目標は達成できたものの、教員の時間外勤務については、全教職員の 3 割が上限以上に勤務していることが分かったところです。

このことから、昨年 9 月には、検証結果を踏まえた、新たな「アクション・プラン」を策定したところであり、全ての小中学校において、勤務時間を意識した働き方改革を継続して取り組んでいくことが必要であると考えているところであります。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

紫藤 政則議員

教育委員会学務課

件 名 2 教員の働き方改革について

中項目 (5) #教師のバトンプロジェクトについて

質問内容

文科省が実施しているこのことについての認識を伺う。

答弁内容

（#教師のバトンプロジェクトについて）であります、

このプロジェクトは、教員を目指す若者たちに仕事の魅力を伝えるため、文部科学省が教員たちに SNS での発信を呼びかけ、自分の学校や地域の教員の取組を遠く離れた教員に、ベテランの教員から若い教員に、現職の教員から教員を目指す学生や社会人に学校の未来に向けてバトンをつなぐための取り組みであると承知しているところであります。

しかしながら、寄せられた声は、長時間労働や部活動の負担を挙げ、当初の想定を超えて過酷な勤務環境を訴える声が多く、文科省が目的としていた取組結果とはならなかったものの、先生たちの生の声を聞く良い機会となり、このような現場の声が、改善につながり、プラスに転じていることも少なくはないのではないかと考えているところであります。

教員の長時間労働や精神的な負担が深刻化している中、私としましては、この取組を前向きに捉え、現場の声を直接受け止めること

が必要であると考えているところであります。

このため、学校現場での教員の声に耳を傾け、長時間労働の解消や働き方の改善などに努めてまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 1 回 定例会一般質問

紫藤 政則議員
教育委員会学務課

件 名 3 いじめ、不登校について

中項目 (1) 現状と今後の課題について

質問内容

いじめ、不登校の市内各学校における状況と市教委として取り組むべき課題について以下伺う。

- ①文科省調査等による認知件数と内容、傾向
- ②学校、市教委、市等の対応状況
- ③保護者、地域の役割についての認識
- ④市教委として取り組むべき課題

答弁内容

(いじめ、不登校の現状と課題について) であります、

文部科学省が実施した「令和 2 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の報告書によりますと、道内の公立小・中学校におけるいじめの認知件数は、小学校では 15,824 件、中学校では 2,686 件で、市内の小学校では 204 件、中学校では 19 件となっております。

また、いじめの態様につきましては、小学校、中学校とも、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるとの回答が全体の約 4 割を占めているところです。

本市の傾向といたしましては、児童生徒の様子をきめ細やかに把

握し、軽微ないじめも見逃さないなど、積極的な認知が図られている状況が見られるところです。

次に、道内の公立小・中学校の不登校児童生徒数につきましては、小学校では 2,696 人、中学校では 6,177 人で、市内の小学校では 3 人、中学校では 19 人となっております。

また、不登校の要因につきましては、小学校、中学校とも、本人に係る状況で「無気力や不安」が全体の約 4 割を占めているところです。

本市の不登校児童生徒数については、増加傾向にあることから、継続的な支援の拡充のため、医療機関などと連携した対応を行っているところであります。

次に、いじめ、不登校に係る取組みにつきましては、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、毎月いじめアンケートを実施する学校や児童生徒の状況を共有するため、毎週、校内委員会を開催する学校など、それぞれ工夫した取組が行われているところであります。

また、教育委員会においても、毎月、生徒指導交流会を開催し、生徒指導上の諸問題や個々の実態に応じた対応を検討するほか、各学校の代表が集まりいじめについて考える「仲間づくり子ども会議」を開催し、いじめを生まない環境づくりに取り組んでいるところであります。

さらに、保護者や地域の方々には、学校便りや学校のホームページにおいて学校評価による児童・保護者アンケートの実態などを報告するとともに、「コミュニティ・スクール」やボランティア活動を通じて、家庭や地域とともに子どもたちを育てるという視点に立ち、学校運営にご協力いただいているところであります。

教育委員会といたしましては、引き続き、校内における生徒指導体制の確立や道徳教育を推進するとともに、保護者や地域との連携を強化し、児童生徒が安全安心に通える学校づくりに向けて取り組んでまいります。